

第4次館山市総合計画策定支援業務委託仕様書

1 委託業務の名称

第4次館山市総合計画策定支援業務委託

2 業務の目的

館山市の現総合計画が、平成27年度に目標年次を迎えることから、平成28年度以降の長期的・計画的な視野に立った持続可能なまちづくりの指針となる新総合計画を策定する必要がある。

この新総合計画の策定に当たり、社会情勢の変化や地方分権の進展、少子高齢化・人口減少の進展、更には厳しい財政状況を踏まえながら、広範にわたる基礎データの収集解析や市民意識の把握等、客観的かつ専門的な情報分析を行う必要があるため、豊富な経験と高い専門知識を有する事業者がこの支援業務を委託するものである。

3 履行場所

館山市

4 履行期限

契約締結の日から平成28年3月25日（金）まで

5 業務の実施

- (1) 本業務は、本仕様書に基づいて実施すること。
- (2) 受託者は、業務の実施に当たり、関係法令及び条例を遵守すること。
- (3) 受託者は、業務の実施に当たり、本市と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で適切な人員配置のもとで進めること。
- (4) 受託者は、業務の実施に当たり、全国レベルの最新の情報や事例を広く収集し、実効性の高い具体的施策を提案すること。
- (5) 受託者は、業務の進捗について、本市に対して定期的に報告すること。

- (6) 受託者は、本委託業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (7) 受託者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本市に書面により報告し、本市の承認を得ること。
- (8) 本業務に関する打ち合わせは、随時、原則館山市庁舎にて行うこと。
- (9) 本仕様書に定めのない事項や本業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、速やかに本市と協議を行い、指示を仰ぐこと。

6 策定期間（策定スケジュール）

平成26年度及び27年度において策定する。

※平成27年12月定例会での議決を目指したスケジュールにより策定し、平成28年度から新総合計画に基づいた事業実施を図る。

7 計画の構成と期間

総合計画は、「基本構想」及び「基本計画」で構成し、それぞれの計画期間は以下のとおりとする。

(1) 基本構想

館山市の行政活動の基本的な方針を定め、館山市の目指す将来像及び政策の大綱を示すもの。計画期間は、平成28年度から平成37年度までの10年間とする。

(2) 基本計画

基本構想に定めた将来像の実現に向けて、具体的な施策・事業を体系化した、総合的かつ計画的な市政運営を示すもの。

計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間の前期基本計画、平成33年度から平成37年度までの5年間の後期基本計画とする。

【計画期間】

年度(平成)	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
基本構想	10年間									
基本計画	前期基本計画(5年間)					後期基本計画(5年間)				

8 業務内容

総合計画（基本構想・前期基本計画）の策定のため、以下の業務を行うものとする。

【平成26年度】

（1）基礎調査の実施及び分析

① 社会経済動向等のデータ収集・整理及び分析

- ・社会環境の変化や時代潮流の動向等のデータ収集・整理
- ・それらと本市との関係及び影響の整理・分析

② 市の現況調査・整理及び特性の分析

- ・人口，産業，土地利用状況等，これまでの経過を含めた，本市の現況調査・整理及び特性の分析
- ・他市や類似団体との比較・分析による本市の強み・弱みの整理，及び特性の分析

③ 関連計画等の整理及び影響の分析

- ・本市の各分野における関連計画，国・県が策定している計画やプラン等の整理及び本市への影響の分析

④ 将来フレームの推計及び分析

- ・本市の人口，年齢，世帯数，産業，財政の将来推計及び分析

（2）現行総合計画の検証・総括への提案及び課題の分析

- ・現行総合計画の検証・総括，その総括方法や進め方の提案，及び課題の分析

（3）市民意識調査の実施及び分析

- ・平成23年度以降に開催した広聴会の意見集約及び課題の分析
- ・まちづくりの施策について，広く市民の意見や要望を把握し，その結果を新総合計画策定の基礎資料とするための市民意識調査の実施及び分析
- ・アンケート調査票の設問設計，実施・分析についての考え方や手

法の提案

- ・アンケート調査票の作成，印刷，発送，回収，督促
- ・発送用封筒（角 2 サイズ）及び返信用封筒（長 3 サイズ）の手配及び印刷
- ・アンケート調査票及び返信用封筒の封入作業
- ・アンケート調査票の集計・分析・報告書の作成

※調査対象者は 3, 0 0 0 人（市内在住の満 1 6 歳以上）とする。

※調査対象者のデータ抽出は市が実施する。

※アンケート調査票及び発送用封筒及び返信用封筒の印刷，発送，回収，督促にかかる通信運搬費は，受託者が負担する。

※宛名ラベルは市が用意する。

（４）職員意識調査の実施に係る提案・助言

- ・職員（約 4 0 0 人）意識調査の実施に当たり，設問設計等に関する提案・助言

※職員意識調査は市が実施する。

（５）館山市総合計画審議会の運営支援

- ・４回程度の開催を予定
- ・会議運営にかかる提案
- ・資料作成，会議への出席，意見の取りまとめ・分析，議事録作成を行う。

（６）庁内検討会議の運営支援

- ・総合計画策定のための庁内組織である企画審議委員会等の運営を効果的に支援する。
- ・企画審議委員会は，数回程度の開催を予定
- ・会議運営にかかる提案
- ・資料作成，会議への出席，意見の取りまとめ・分析，議事録作成

を行う。

(7) 基本構想骨子（素案）の作成支援

- ・基本構想の構成設定支援
- ・将来像・基本目標の設定支援
- ・基本構想素案の取りまとめ，修正

(8) 基本計画素案の作成支援

- ・政策・施策体系の構築，重点戦略の設定支援
- ・基本計画案の構成設定支援

【平成27年度】

(1) 地区別懇談会（まちづくり座談会）の運営支援，開催時期の提案

- ・基本構想における市の将来像を共に考えるために地区別懇談会を実施
- ・10か所を各1回程度の開催を予定
- ・資料作成，会議への出席，意見の取りまとめ・分析，議事録作成を行う。
- ・地区別懇談会の記録を基に，意見反映の検討

(2) 館山市総合計画審議会の運営支援

- ・4回程度の開催を予定
- ・会議運営にかかる提案
- ・資料作成，会議への出席，意見の取りまとめ・分析，議事録作成を行う。

(3) 庁内検討会議の運営支援

- ・総合計画策定のための庁内組織である企画審議委員会等の運営を効果的に支援する。
- ・企画審議委員会は，数回程度の開催を予定
- ・会議運営にかかる提案

- ・資料作成，会議への出席，意見の取りまとめ・分析，議事録作成を行う。

(4) 基本計画原案の作成支援

- ・計画の進捗管理に必要となる達成目標・指標の設定支援
- ・基本計画案の検討
- ・基本計画案の取りまとめ，修正
- ・計画の進捗管理手法の提案

(5) 基本構想骨子（素案）及び基本計画原案についてのパブリックコメントの実施支援

- ・意見の取りまとめ，意見反映の検討

(6) 総合計画書本編及びダイジェスト版の電子データ（CD-R）の提供

- ・校正作業を含む。

9 成果物

本業務において作成する書類については以下のとおりとし、詳細については契約時に本市との協議の上決定するものとする。

なお、総合計画書（本編・ダイジェスト版）の印刷・製本は含まない。（別途発注）

基礎調査報告書	A 4 判 1 式
市民意識調査結果報告書	A 4 判 1 式
各種会議資料及び議事録	A 4 判 1 式
総合計画書本編	A 4 判 1 式（200 ページ程度）
総合計画書ダイジェスト版	A 4 判 1 式（8 ページ）
上記成果物の電子データ	CD-R ※直接印刷が可能な解像度の完成原稿のPDFファイル及び総合計画書（本編・ダイジェスト版）については編集可能な電子データ（形式は協議）で納入すること。 ※成果物の電子データは，平成28年2月10日（水）までに納入すること。

10 注意事項

- (1) 受託者は，館山市個人情報保護条例を遵守し，業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (2) 成果物の所有権，著作権，利用権は本市に帰属するものとする。
- (3) 本業務により得られた成果品および資料，情報等は，本市の許可無く他に公表，貸与，使用，複写，漏洩をしてはならない。
- (4) 業務完了後に，受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は，受託者は速やかに必要な訂正，補足等の措置を行うものとし，これに対する経費は受託者の負担とする。

11 受託者の決定

別紙「第4次館山市総合計画等策定支援業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき選定し、契約する。

12 事業費限度額と支払方法

(1) 事業費限度額

平成26年度

7,452,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

平成27年度

5,292,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

合 計

12,744,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

(2) 支払方法

年度ごとに業務完了確認（検査）後に支払うものとする。

13 連絡先

館山市市長公室企画課企画係

〒294-8601

千葉県館山市北条1145-1

電話：0470-22-3163（直通）

F A X：0470-23-3115

E-Mail：kikakuka@city.tateyama.chiba.jp

参考資料

現段階での新総合計画策定までの主なスケジュール想定

【平成26年度】

- (1) 基礎調査の実施
- (2) 現行総合計画の検証・総括
- (3) 市民意識調査の実施
- (4) 職員意識調査の実施 ※市が実施
- (5) 総合計画審議会の開催
- (6) 庁内検討会議（企画審議委員会等）の開催
- (7) 基本構想骨子（素案）の検討
- (8) 基本計画素案の検討

【平成27年度】

- (1) 地区別懇談会（まちづくり座談会）の開催
- (2) 総合計画審議会の開催
- (3) 庁内検討会議（企画審議委員会等）の開催
- (4) 基本計画原案の検討
- (5) パブリックコメント（基本構想・基本計画）の実施
- (6) 新総合計画の策定（市議会議決）

【平成28年度】

新総合計画スタート